

内閣参質一七三第六六号

平成二十一年十二月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月 殿

参議院議員草川昭三君提出行政刷新会議に設置されたワーキンググループが行う事業仕分けに各省庁が参加する法的根拠等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員草川昭三君提出行政刷新会議に設置されたワーキンググループが行う事業仕分けに各省庁が参加する法的根拠等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

ワーキンググループについては、「行政刷新会議の設置について」（平成二十一年九月十八日閣議決定）3において「関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする」とされていることを受け、関係府省の出席を求めることとし、内閣府行政刷新会議事務局の担当者から関係府省の担当者に対し、その旨の連絡を行ったところである。関係府省は、ワーキンググループに対し、必要な協力を行ったものと考えている。

